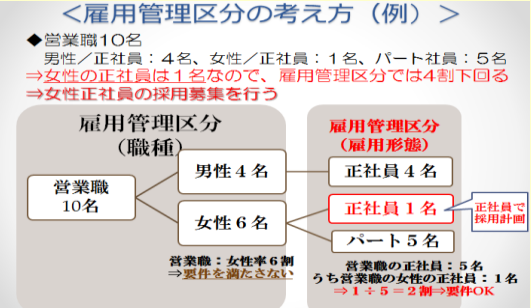


女性の活躍推進助成金

番号	分類	質問 (Question)	回答 (Answer)
1	助成要件	助成金を利用したいのですが、助成対象となる設備は女性だけしか利用できないものにする必要がありますか。	本助成事業は、女性の新規採用・職域拡大を目的とした設備等の環境整備で、女性社員専用の設備が助成の対象となります。既に雇用されている女性社員のための環境整備あるいは不特定多数の方が利用する施設の環境整備は助成の対象になりません。
2	助成要件	社屋の新築工事に伴い、女性の採用拡大に向けて女性用トイレや更衣室等の整備を考えていますが、助成の対象になりますか。	建物自体が新築工事の場合は、助成対象施設の整備(女性専用)にかかる経費が助成対象外施設の整備(男女共用等)にかかる経費が明確に区分できないため、助成対象外となります。ただし、新築の建物に女性専用トイレを増設する等、助成対象となる工事と助成対象外となる工事に係る経費とを明確に区分できる場合には助成対象になります。
3	助成要件	本社は都内にありますが、神奈川県にある事業所に女性専用設備をつくりたいと考えています。助成対象になりますか。	都内で実施する事業が対象になりますので、神奈川県での取り組みは助成対象になりません。
4	助成要件	雇用管理区分とは何ですか。また、女性の割合が4割を下回っていることという要件がありますが、どのように判断すればよいでしょうか。	<p>下記「雇用管理区分の考え方(例)」をご参照ください。女性の割合が4割を下回っていることについては、申請する事業者ごとに職種や雇用形態の考え方は異なるため、申請提出書類の「組織図」で確認します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業職について「職種」という括りで雇用管理区分を見ると、男性4名に対し、女性は6名ですので、女性の割合としては6割となり、申請要件を満たしません。 ・「雇用形態」という括りで雇用管理区分を見ると、正社員の男性が4名に対して、正社員の女性は1名ですので、女性の割合は2割となり、申請要件である4割を下回っているということになります。したがって、「雇用形態」では申請要件を満たしているという判断となります。そのため、「女性社員の営業職」に、新規に採用計画があることが申請の要件となります。  <p>◆営業職10名 男性/正社員：4名、女性/正社員：1名、パート社員：5名 ⇒女性の正社員は1名なので、雇用管理区分では4割下回る ⇒女性正社員の採用募集を行う</p> <p>雇用管理区分(職種) 営業職 10名 男性 4名 女性 6名 営業職：女性率6割 ⇒要件を満たさない</p> <p>雇用管理区分(雇用形態) 正社員 4名 正社員 1名 パート 5名 正社員で採用計画 営業職の正社員：5名 うち営業職の女性の正社員：1名 ⇒1÷5 = 2割⇒要件OK</p>
5	支給決定	支給決定がおきるまでに、どのくらい時間がかかりますか。	正式受領(申請書と添付書類がすべて揃い、内容に不備がないことを確認した時点)から審査(現地調査含む)に入ります。審査期間については、申請内容等により変わるため、お答えできません。また、審査の進捗等についても、一切お答えできません。
6	助成要件	募集要項13頁「別表1-2助成対象経費の科目」の「消耗品費」とはどのような物品が助成対象となりますか。	休憩室等に配置するものは原則として税込単価1,000円以上10万円未満のもので、テーブル、イス、ソファ、鏡(設置型)、ブラインドやベビーベッド等になります。ただし、設置工事を伴うエアコン、洗面台、給湯器、トイレの便器、ウォシュレット、紙巻器、タオルハンガー、トイレ擬音装置、照明器具(据え付け型のみ)等は使用目的等を踏まえ、税込単価10万円を超えても助成の対象となる場合があります。
7	助成要件	募集要項15頁「別表2助成対象経費の科目」の「消耗品費」とはどのような物品が助成対象外ですか。	本助成事業の対象施設内に据え付けられないものは原則として助成対象外です。(例)エアコンを除く家電製品、雑貨類、流し台(調理を目的としたIHヒーターやガスコンロが付いているもの)、カーテン、布団やラグ等
8	助成要件	社長自らが個人所有している建物の改修も対象になりますか。	申請企業等の代表者又は代表者の三親等内の親族が所有する不動産等に係る工事費、物品の設置費等は助成対象外となります。賃貸物件の場合も同様です。
9	助成要件	整備箇所が賃貸物件に係る改修でも助成対象となりますか。	賃貸物件を工事する場合でも助成の対象となりますが、「改修承諾書」(参考様式あり)および「賃貸借契約書」の写しが支給申請時に必要です。また、移転予定先の場所にかかる工事で助成金を活用する場合は、提出日時点で既に賃貸借契約が締結されているなどの要件が複数ありますので、必ず申請前に財団宛にお問い合わせください。また、助成事業の終了した年度の翌年度から起算して5年を経過する日まで移転しないことが前提となります。
10	助成要件	既存の女性用休憩室が老朽化しており、現に雇用している女性社員の環境整備も兼ねて、この助成金を活用して、改修工事をしたいのですが、助成の対象となりますか。	本助成金における改修工事とは、現状において申請工事予定である女性専用施設がないという場合に限りです。既存設備や施設の老朽化による改修工事は助成対象外です。
11	助成要件	女性専用トイレは現在あるのですが、和式であり、洋式トイレに改修する工事は助成の対象となりますか。	女性専用トイレの和式から洋式への改修工事は助成の対象となります。

女性の活躍推進助成金

番号	分類	質問 (Question)	回答 (Answer)
12	助成要件	女性の新規採用にあたり、女性ロッカーの数を増やしたいのですが、女性更衣室内への設置が難しく、男女共用スペースに設置する場合でも助成の対象となりますか。	ロッカーは原則として、女性更衣室内に設置するものが助成の対象となります。
13	助成要件	就業時間が深夜となり、帰宅困難になった場合を想定した女性専用の仮眠室は助成の対象となりますか。	帰宅困難を想定した仮眠室は女性専用施設であっても、本助成金の対象となりません。あくまでも、就業規則等により仮眠をとることについて定めがある場合に限りです。 (例) 二交代制など勤務の途中で仮眠できる時間が設けられている場合
14	助成要件	従業員が子ども連れ(小学生等)で出勤した時に子どもの遊び場として利用できるキッズスペースのような施設は助成の対象となりますか。	本助成金では、従業員が子ども連れで出勤した場合に、授乳やおむつ替え等のスペースとして利用するためのベビールームが助成の対象となりますので、上記以外の利用を想定した施設は助成対象外です。
15	助成要件	この助成金を活用して、女性専用施設の改修を予定しているが、同時期に別の工事も自社負担で計画している。この場合は、見積書は分けた方がよいですか。	他の工事とあわせて、助成事業の工事を行う場合には、見積書を分けて、提出してください。
16	計画変更	事業着手後、工事中の段階で申請時の図面と変更せざるを得ない事情が発生した場合はどのようにしたらよいですか。	申請時の工事後の予定図面と変更が生じる場合は、必ず変更工事内容に着手する前に財団宛に連絡をしてください。変更内容によっては、変更承認申請の手続きを行う必要があります。また、変更内容によっては、減額対象になる場合もあります。
17	実績報告	女性専用施設であることが明確にわかるように明示してくださいとありますが、どのように明示すればよいですか。	施設の入口に「女性専用」等の表示をしてください。実績報告時に女性専用施設であることがわかる箇所の写真の提出が必要となります。女性専用施設であることが確認できない場合には、減額対象になる場合もあります。
18	実績報告	新規の女性社員の採用目標として、3名で申請しましたが、助成対象実施期間内に採用目標達成が出来なかった場合には、助成金は支払われないのですか。	募集採用活動を実施したにもかかわらず、女性の採用人数目標に到達しなかったということで、助成金が不支給となるわけではありません。助成対象期間内に実施した募集採用選考経過については、実績報告時に提出する必要があります。
19	実績報告	経費の支払いに際し、口座振込以外の場合は助成の対象とはならないのですか。	原則として口座振込での支払いが対象です。 ネットバンキングを利用した支払いの場合には、引き落とし口座の通帳の写しもしくは金融機関から発行の「振込完了画面」、「取引明細照会画面」など支払日・支払金額・支払先がわかる該当箇所の写しを提出してください。※振込依頼予約画面では受け付けられません。
20	助成額の確定	助成金が支払われるのはいつの段階になりますか。	助成事業完了後、実績報告書を提出し、額の確定審査が終わった後に請求書に基づき支払われます。支給決定がおりた段階で、助成金が支払われるわけではありません。詳しくは募集要項2頁(5)「助成事業の流れ」をご参照ください。
21	その他	助成金に関する書類はどのように管理したらよいですか。	助成事業に係るすべての関係書類および帳簿類は、支給決定のあった日の属する会計年度終了後、5年間は保存してください。
22	その他	助成事業により取得した財産を、やむを得ず処分しなければならない事由が発生した場合はどうしたらよいですか。	取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとするときは、あらかじめ財産処分申請書(様式第10号)により、事前に財団の承認を受けなければなりません。ただし、当該取得財産等が、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のもので、かつ、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間を経過したものについてはこの限りではありません。